

USTR、2013 年スペシャル 301 条報告書を公表  
～優先監視国の中国に対する指摘は依然として多い～

2013 年 5 月 1 日  
JETRO NY 諸岡

米国通商代表部 (Office of the United States Trade Representative: USTR) は 5 月 1 日、「2013 年スペシャル 301 条報告書」(以下レポート)を公表した<sup>1</sup>。

本レポートは 1974 年米国通商法 182 条に基づき、知的財産権保護が不十分な国や公正かつ公平な市場アクセスを認めない国を特定するもので、外国貿易障壁報告書 (NTE レポート) の公表<sup>2</sup>から 30 日以内に発表される。警戒レベルには高い順に「優先国」、「優先監視国」、「監視国」の 3 段階があり、「優先国」に特定されると調査及び相手国との協議が開始され、協議不調の場合には対抗措置 (制裁) への手続が進められる。

今年のレポートでは、ウクライナが海賊版の氾濫がさらに悪化したことや、米国政府等との (改善) 協議に対しても不誠実であることなどから「優先国」として指定された。

また、中国・ロシアを含む 10 ヶ国が「優先監視国」として指定され (去年は 13 ヶ国)、「監視国」は 30 ヶ国 (去年は 26 ヶ国) が指定された (指定国一覧は後掲)。

国別レポートが多くは 1～1/3 頁程度の記述であるなかで、中国に関しては約 6 頁にわたって記述がなされている。その中で、中国は知的財産権の執行面での改善がみられるとしながらも、コンピュータを通じた企業秘密の不正取得や、中央や地方の政府組織が不当に海外企業の知的財産権を中国企業に対して譲り渡すことを強めていること等に対して深刻な懸念を示している。

また、カナダに関しては、著作権法が改正され、海賊版問題が改善されると見込まれること等から監視国となり、イスラエルに関しても、医薬品のデータ保護の強化や特許期間の延長等に関して米国政府と合意が得られたこと等から監視国となった。

各国の指定を去年のレポートと比較すると以下の通りとなる。

ウクライナ: 優先監視国→優先国

中国: 優先監視国→優先監視国及び 306 条監視国<sup>3</sup>

カナダ、イスラエル: 優先監視国→監視国

<sup>1</sup> [2013 年スペシャル 301 条報告書 \(PDF\)](#)

<sup>2</sup> 2013 年 4 月 7 日付 NY 発知財ニュース: [USTR が 2013 年外国貿易障壁報告書 \(NTE レポート\) を公表 \(PDF\)](#)

<sup>3</sup> 1974 年通商法 306 条に基づき、米国の貿易相手国として、米国との通商問題における改善措置や協定等の履行義務が USTR によって監視される国。

パラグアイ： 306 条監視国→監視国及び 306 条監視国  
 バルバドス、ブルガリア、トリニダードトバゴ： リスト外→監視国  
 ブルネイ、ノルウェー： 監視国→リスト外  
 となっている。

<スペシャル 301 条レポート指定国一覧<sup>4</sup>>

#### 優先国(Priority Foreign Country)

ウクライナ

#### 優先監視国(Priority Watch List)

アルジェリア、アルゼンチン、チリ、中国、インド、インドネシア、パキスタン、ロシア、タイ、ベネズエラ(10ヶ国)

#### 監視国(Watch List)

バルバドス、ベラルーシ、ボリビア、ブラジル、ブルガリア、カナダ、コロンビア、コスタリカ、ドミニカ共和国、エクアドル、エジプト、フィンランド、ギリシア、グアテマラ、イスラエル、イタリア、ジャマイカ、クウェート、レバノン、メキシコ、パラグアイ、ペルー、フィリピン、ルーマニア、タジキスタン、トリニダードトバゴ、トルコ、トルクメニスタン、ウズベキスタン、ベトナム(30ヶ国)

#### 306 条監視国(Section 306)

中国、パラグアイ

(参考:2012 年の監視国等)

#### 優先監視国(Priority Watch List)

アルジェリア、アルゼンチン、カナダ、チリ、中国、インド、インドネシア、イスラエル、パキスタン、ロシア、タイ、ウクライナ、ベネズエラ(13ヶ国)

#### 監視国(Watch List)

ベラルーシ、ボリビア、ブラジル、ブルネイ、コロンビア、コスタリカ、ドミニカ共和国、エクアドル、エジプト、フィンランド、ギリシア、グアテマラ、イタリア、ジャマイカ、クウェート、レバノン、メキシコ、ノルウェー、ペルー、フィリピン、ルーマニア、タジキスタン、トルコ、トルクメニスタン、ウズベキスタン、ベトナム(26ヶ国)

#### 306 条監視国(Section 306)

パラグアイ

(了)

<sup>4</sup> 下線は、昨年から変更があった国